

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

満期保有目的有価証券

原価法

満期保有目的以外の有価証券

該当なし

出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 4 年～50 年

工作物 5 年～60 年

物品 2 年～17 年

無形固定資産（リース資産を除きます。）…………… 定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっ
ています。）

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が１年以内のリー
ス取引及びリース契約１件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リー
ス取引を除きます。）

…………… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

投資損失引当金

該当なし

徴収不能引当金

未収金については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上してい
ます。

長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上
しています。

長期貸付金については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上し
ています。

退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従って
います。

損失補償等引当金

該当なし

賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見
込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が１年以内のリース取引及びリー
ス料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（志摩市会計規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 全体資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-

介護保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-
水道事業会計	地方公営事業会計	全部連結	-
病院事業会計	地方公営事業会計	全部連結	-

連結の方法は次の通りです。

地方公営事業会計は、全て全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成 29 年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限ります。）については、連結対象団体（会計）の対象外としています。したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合があります。

下水道事業特別会計	企業債残高	2,418 百万円
	他会計繰入金	318 百万円

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却予定とされている公共財産

イ 内訳

事業用資産 68 百万円（ 181 百万円）

土地 62 百万円（ 160 百万円）

建物 6 百万円（ 21 百万円）

平成 31 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の（ ）は貸借対照表における簿価を記載しています。